



平成 21 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名：電気化学工業株式会社
代 表 者 名：代表取締役社長 川端 世輝
(コード番号：4061 東証第1部)
問合せ先責任者名：総務部長 吉富 雅隆
(TEL：03-5290-5055)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 150 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、上場会社の株式は一斉に株式振替制度に移行され、いわゆる「株券の電子化」が実施されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更をおこなうとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第 8 条 (株券の発行及び種類)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。 当社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規定による。	(削 除)
<u>第 9 条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 (削 除)

第10条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

第11条

(条文省略)

第12条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

第13条～第42条

(条文省略)

(新 設)

第9条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

第10条

(現行どおり)

第11条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

第12条～第41条

(現行どおり)

附則

第1条

当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

第2条

前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 23 日 (火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 23 日 (火曜日)

以 上